

令和2年

総務委員会

6月12日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和2年6月12日

午前10時00分 開会

午後零時29分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	服部龍一
委員	中村めぐみ	委員	宮本英彦
委員	近藤千鶴		
議長	毛受明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主査	荻正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	馬場秀樹
教育部長	小串真美	行政経営部次長	古田範明
企画政策課長	中村泰正	財政課長	萩野昭久
総務課長	山田隆貴	防災防犯対策課長	塚田力
税務課長	塚本由佳	債権管理課長	加藤健治
市民協働課長	水野美樹	学校教育課長	高木安司
防災防犯対策課主幹	羽場浩一郎	企画政策課長補佐	矢野優
企画政策課長補佐	若井雅宏	公共施設管理室長	中田勝次
公共施設管理室長補佐	北川宜志	財政課長補佐	浦倫彰
防災防犯対策課長補佐	松本裕介	税務課長補佐	山田康晴
税務課長補佐	田木勇	学校教育課長補佐	近藤貴洋
管財調達担当係長	谷野雅実	市民税担当係長	前田三和
収納担当係長	前野宏明	協働推進担当係長	竹田哲規
戸籍担当係長	近藤尚幸		

5. 傍聴議員

いとう ひろし	林 ゆきひろ	ごとう 学	三浦 桂司
青木 亮	郷右近 修	清水 義昭	一色 美智子
鵜飼 貞雄	月岡 修一	ふじえ 真理子	近藤 善人

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○総務委員長（近藤郁子議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。
ございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は10の議案でございます。慎重に審査いただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 続いて、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の総務委員会は10個の議案と請願が2つということでございますので、慎重審査よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係ない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきを願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（近藤郁子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされますようお願いいたします。

ここで、事前に提出いただきました資料要求書についてお諮りをいたします。

議案第74号、令和2年度豊明市一般会計補正予算（7号）について、宮本委員から資料請求がありました。

宮本委員より資料請求の趣旨説明をお願いいたします。

○宮本英彦委員 議案74号の補正予算第7号の、その中で総務費の公共施設管理事業のうち豊明中学校クラブハウスの7,529万5,000円の建て替え工事費が計上されております。

金額だけでは何が何やら審査が非常に難しいですので、この建て替え工事の図面とか、これはそんな正確な正しい図面じゃなくても概略でも結構です、あるいは工程表など、このクラブハウスの建て替え工事に関する具体的な資料の提出を要求させていただきます。

○総務委員長（近藤郁子議員） 当局において資料は用意できますか。

中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 用意できております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） お諮りいたします。本委員会として資料を要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成全員です。

当局においては速やかに資料の用意をお願いいたします。

では、事務局において配付を願います。

（事務局資料配付）

○総務委員長（近藤郁子議員） 初めに、議案第57号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、議案第57号 豊明市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

今回の改正は、税務課所管分と債権管理課所管分がございますので、説明を一括でさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、主な内容につきまして新旧対照表にて御説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

個人市民税です。第26条及び第33条の2に「ひとり親」を追加いたしました。

ひとり親控除は、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同一としている子を有する単身者に対し適用されます。寡婦控除、ひとり親控除共に所得制限があり、500万円以下の所得の方に適用されます。

施行日は令和3年1月1日です。

3ページをお願いします。

第67条の6では、固定資産税の現所有者の申告について規定し、申告書の提出期限を三月といたしました。

地方税法で、この申告期限を現所有者が現所有者であることを知った日から三月を経過した日以後で条例にて定めることになっておりますので、申告期限を三月といたしました。

続きまして、4ページの附則第3条の2第1項では、延滞金算出に係る特例基準割合を延滞金特例基準割合に、財務大臣が告示する割合と称されていたものを平均貸付割合という名称に改正します。

5ページの同条第2項では、法人市民税の申告税額が確定しないときに納期限の延長が行われる場合があり、その際の延滞金の割合について、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合、この加算した割合とするものです。

施行日は令和3年1月1日です。

7ページをお願いいたします。

附則第10条において、地方税法附則第61条及び第62条の規定を追加いたしました。

新型コロナウイルス対策として、第61条では、売上げが減少した中小企業者に対し、固定資産税の家屋及び償却資産について令和3年度課税において減額措置を講ずるもので、第62条では、生産性向上を目的とした設備投資への固定資産税軽減措置の対象を拡大し、期限を2年延長するものです。どちらも減収分については国費にて補填されます。

次に、附則第10条の2では、左の欄、第7項を削除し、次のページの右欄、第10項を追加しております。

こちらは、特定水力発電のわがまち特例で参酌基準が3分の2から4分の3へ変更されたため、それに合わせ、市の規定する基準を変更したものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

第19項です。附則第10条の改正のところ御説明した新型コロナウイルス対策です。

固定資産税について、生産性向上を目的として計画により導入された家屋や構築物について、市で規定する割合を機械装置等と同様にゼロと規定するものです。

次に、附則第15条の3では、軽自動車税の環境性能割について、消費税の増税時から1年間減額していたものを新型コロナウイルス対策として半年間延長するものです。

次に、10ページの附則第23条は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等についてです。

徴収猶予の申請書の提出において、その記載等に不備があった場合、訂正等を求めますが、条例で定める期間内に訂正等がない場合、この申請を取り下げたものとみなすという規定がございます。この規定を新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例についても適用するものでございます。

次の第21条からは、法人市民税について、法人税法が連結納税からグループ通算制度へ移行することにより適用となる条項が変わるなど、所要の措置を講じております。

連結納税制度とは企業グループを1つの納税単位として納税する制度で、グループ通算制度は各法人で納税をするものでございます。

施行日は令和4年1月1日です。

24ページをお願いします。

附則第24条と附則第25条を新たに追加したものでございます。

どちらも新型コロナウイルス対策によるもので、施行日が令和3年1月1日でございます。

附則第24条では、文化やスポーツの行事などで新型コロナウイルスにより中止等をしたものでチケット代の払戻しを辞退した場合、その金額のうち20万円までの金額を寄附金税額控除とする特例を規定したものです。

附則第25条では、いわゆる住宅ローン控除について、13年間適用する特例を1年延長するものでございます。

附則といたしましては、施行日と経過措置をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 新旧対照表の3ページの第67条の6の現所有者の申告のところなんですけれども、この条例を追加する基になることなのでお聞きしますが、所有者不明で納税されていない今の件数や金額というのを把握しているのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今現在、所有者が把握されていない現所有者というのは、現

所有者自体はいないんですけれども、実際、登記上は所有者がもう既に分からなくなっているというものは何件かはあるかと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この実施時期は……。ごめんなさい。令和3年の1月1日からでよかったですね。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） こちらのほうは令和2年4月1日以降になるんですが、この条例が施行された以後に適用がされるものでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これが施行されるのは可決された後ということは、それより前、なので、今現在、所有者が不明なものというのは、遡って申告をしてもらうということはあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） こちらのほうは、この条例が可決された後で現所有者であることを知った日、知ってからということになる、から三月ということになりますので、以前のことは遡ってはいけません。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 第68条の3行目のところの申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかった場合に過料が発生すると思うんですけど、この正当な理由というのは何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） ケース・バイ・ケースによるかと思いますが、例えば、今回のような新型コロナウイルスとかでなかなか申告とかに来れなかったとか、そういつ

た場合は想定されると思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 新旧対照表の1ページ目のひとり親のところですけど、現行は寡婦または寡夫、夫のほう、男のほう、この男のほうの寡夫がひとり親に置き換わっているんですけど、これは男性のほうの寡夫は対象外ということになるんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今までありました夫のほうの寡夫控除というものは、ひとり親のほうに含まれてきますので、なくなるということはありません。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 夫のほうの寡夫はひとり親に包含されるということで、ここでいうひとり親というのは、未婚の独り親ではないという解釈ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 未婚に限らず、婚姻歴のある方も含まれております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、33条の2項のひとり親控除額という解釈も、未婚、既婚であったということに関わらずということで、そういう解釈で、このひとり親控除額というのは、そういう解釈でいいんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほどのに戻るんですけども、現所有者の申告のこの条例を制定し

て、どのくらいの効果を見込んでいるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今までも、現所有者というのはきちんと規定がされていなかっただけで、こちらのほうとしては、現所有者、現に所有している者という制度はあるはありますので、きちんと制度化されて期日が決まったということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 4ページの第……。

（新旧対照表の声あり）

○服部龍一委員 新旧対照表4ページ、第86条第2項のただし書で、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこことあるんですけれども、これは具体的にどんなものなんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 一般的にリトルシガーと言われているような軽量の葉巻たばこのことでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 これ、改正されたことに伴って、市のたばこ税というのは増額が見込めるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 基本的には、葉巻たばこの、ここに関しては若干はなるかと思えます。シェアが基本的にすごい小さいものですから、全体としては、やはり紙巻きたばこのほうが多くて、こちらのほうの下がるほうが大きいと思えますので、増収にはならないと思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 新旧対照表7ページ、これ、単純な質問なんですけどね、読替規定というタイトルがあるんですけど、読替規定というのはそもそもどういう規定なんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 一応条文がございまして、それを読替え、その条文を読み替えるという、置き換えるというか、そういうようなものの規定でございまして。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その条文を置き換えるということですので、ここでいう、例えば、第10条でいくと、何から何を置き換えるんですか、これ。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 第10条の中では、かぎ括弧の中にあるようなものとあるのは、「若しくは」というふうに置き換えるという形のものになります。「又は第349条の3の4から349条の5」とあるのは、読み替えて、「若しくは349条の3の4から349条の5まで又は」というふうに読み替えるということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 何を言っておるか、よく分からない。これ、専門的な処理だと思うんですけど、もう少し分かりやすく説明できます。おっしゃっている内容が。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 第57条の、7ページの上から4行目にございます第8項中、又は第349の3の4から349条の5までというのが57条の3の第8項にあるんですが、そこを、若しくは第349、3の4から349まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62号と、追加する部分をつけたものに読み替える、そういうふうにするということです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 分かったような分からないような感じですけど、分かったことにします。

ほかの人が分かっておるようですので。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 第10条2の略のところの2項、現行は2項あるんですけど、これ、削除しておりますけれど、同じように7番も削除しております。逆に、新のほうは10番目が新しく入っているんですけど、こういう削除する理由というのは、それなりに理由があるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 地方税法の附則第15条のところで、いろんな条文が今回廃止されたり規定されたりとかすることで変わりますので、そのことで変わっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 7ページの読替規定の第10条のところなんですけど、これは、中小企業者のみが収入の減少があつて固定資産税、減額される、61条、なつたと思うんですけど、これが中小企業者のみとした理由は何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 一応、地方税法の改正のほうでそのようになっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 これは、一般家庭のほうでもし収入が減った場合というのは、何か規定、あるでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 個人の方はございません。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤郁子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長(塚本由佳君) それでは、議案第58号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

このたびの改正は、新型コロナウイルス対策により、固定資産税と同様に都市計画税の特例を定めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたしますのでお願いします。

新旧対照表1ページの第1条を御覧ください。

附則第16項にて、課税標準となるべき価格について、地方税法附則第61条を追加いたします。

地方税法附則第61条は、新型コロナウイルス感染症等による中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が規定されており、売上げが減少した中小企業者に対し、令和3年度に限り、減額されるものでございます。この減収分については全額国費にて補填されます。

第2条では、地方税法の令和3年1月1日施行による改正にて、地方税法の附則第61条が第63条に項ずれすることにより改正をしております。

附則といたしましては、施行日をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(近藤郁子議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、全会一致により、原案のとおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第60号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

馬場市民生活部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） まず、本日、ちょっと市民課長のほうが体調不良で欠席をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第60号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる総称してデジタル手続法と申します、そちらと、及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の給付等に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容について説明をさせていただきますので、1枚おめくりをお願いします。

今回の改正につきましては、デジタル手続法の中のうち、一般的に、いわゆるマイナンバー法の改正の部分に伴いましてマイナンバーの通知カードが廃止となりますので、手数料徴収条例から再交付手数料を削除するものであります。

また、旧優生保護法一時金支給法第25条において、この手術を受けた者等が戸籍に関し手数料無料で証明を行うことができるとされたため、免除規定を追加をさせていただくものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、第2条第1項第21号の改正規定は、デジタル手続法の附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 通知カードの再交付手数料のほうなんですけれども、この条文が全部全て条例から削除になるということは、追記について今後どうなるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） こちらのほうにつきましては、いわゆるマイナンバー法の施行のほうが令和2年5月25日時点で変わるという部分もございますので、それ以前に発行された通知カードの住所、氏名、生年月日等に変更がない場合はマイナンバーを証明する書類として有効ですが、その後の変更につきましては無効になると、追記とかもしないという、そのような形でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 この通知カードの再発行が削除されると思うんですけれども、再交付の数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 実績といたしまして、令和元年度、昨年度は再発行は530件、平成30年度は682件でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 主な再発行の理由というのはどんな感じなのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 主な理由といたしましては通知カードのほうを紛失したという、そのようなのが主な理由になります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 通知カードの廃止をした理由というのは、そもそもどういう理由なんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） マイナンバーカードの普及促進という部分が根底にありまして、マイナンバー法のほうが改正をされて通知カードが廃止になったというものでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、これからは通知カードというのは、マイナンバーカードの身分証明とか、そういう変更のない場合は有効になるということですけど、変更になっている場合は、変更になった場合は、それはもう今後は有効性は、有効ではありませんよと、そういう意味合いですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 委員が言われるとおりで。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかに。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、そういう場合の変更になった場合はカードそのものを取得してくださいと、こういうような誘導ということになるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 今、委員の言われるとおりの部分と、あとは住民票の中で番号が記載されているものは、それに該当する部分があるのかなと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論……。

（途中途中の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 速やかに手を、挙手を願います。

では、宮本委員。

○宮本英彦委員 第5条で旧優生保護法に基づく、該当する方が手数料を徴収しないところで追加されているんですけど、ここを追加した、今回追加する理由というのは何かあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁できますでしょうか。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 一時金のほうを国のほうに申請できるわけなんです、こちらのほうの添付書類の1つとして、戸籍の抄本ですとか謄本というのが添付書類としても考えられる書類になりますので、そちらのほうに対して減免を設けたという形でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） よろしいですか。

以上で質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第60号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

通知カードの再交付手数料について、国のほうの方針でマイナンバーカードを普及させるためというのの条例なのでちょっと納得がいかないんですけども、優生保護法については必要と考えているため反対まではしませんが、討論いたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、議案第61号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出をいたしますのは、より効率的な指定管理の推進のため必要があるからでございます。

主な内容につきまして御説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第6条中に次の2項を新たに加えることといたします。

第2項におきまして、設置目的が類似する施設及び隣接施設等、複数施設の管理を行う指定管理者を選定するに当たり、1つの指定管理審査委員会にて審議できる旨を明記しております。

第3項において、市長部局が所管する審査委員会において、教育委員会部局が所管する従たる施設についても一緒に審議することができる旨を明記しております。

また、第16条において、第3項の逆の場合においても同様の取扱いとすることを明記しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 第6条の……。

（第6条の声あり）

○宮本英彦委員 6条だね。複数の指定管理がする場合、これは一括でやるのか、あるいは個別に指定管理を行うのか、そこら辺の手續はどうでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） これは、類似する施設とか設置目的が同じ場合に、その所管部局が同一で、1つの委員会で行ったほうがよいと判断すれば1つの審査会で行うという形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 複数にまたがる場合、一括で管理することになると思うんですけど、例えば、予算的には、部署が全然違う部署があると思うんですけど、そういう場合の予算管理はどのようなふうな内容になるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 予算につきましては、それぞれの部局のほうで行うという形になると考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この複数の施設を一括で審査委員会を設けたときに、その審査委員会のメンバーというのはどうなるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらにつきましては、規則のほうで、いわゆる識見のある方とか、法人経営の財務に詳しい方とか、市の職員というふうに定められておりますので、その施設に応じて適正な委員の選定を行っていただいた上で開催をしていただく形になると思います。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この類似する複数の施設及び隣接施設等というところなんですけど、この類似する複数の施設とかというのは、基準というものはあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 特別それを定めたような基準というものはございませんが、それは担当部局のほうでその都度判断をしていただくという形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 関連ですけど、類似する複数の施設というその類似ですけれど、複数は複数なんですけど、例えば、類似する複数の施設というのは、1つの事例でいけばどんな

施設でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 特段、今ここですというのはないですが、例えば、福祉関係の似たような施設があったりとかというなのが類似するというようなものだと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、それは場所の概念はあまりないんですか。機能面の類似するという概念でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 場所ももちろんあります。例えば、体育館の中に老人福祉センターがあったりといった場合に、これは同じ建物内なので同一の委員会で行ったほうが適切だという判断になれば、1つで審査するという形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ここでいう類似するというのは、例えば、福祉体育館の中にというさっきの例ですけど、これは同一の隣接施設とか、そういう意味合いじゃなくて、同じ建物の中に複数のそれぞれ違う役割の機能の施設があった場合を類似施設というんですか、これ。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 基本的には、今回は設置目的が類似するという形になっておりますので、全然違うような内容のものを1つの審査会で行うことが適切でないという判断であれば、別々の委員会で行うほうがよいと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、もう一度聞きますけど、設置目的が類似する複数の施設というのは、例えばどういう施設ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 特段ここということはございませんが、例えば、同じ目的である福祉関係の施設であったりとかというのが該当するのではないかと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 くだいようで申し訳ないですけど、同じ目的の施設が複数あるという場合は、もう一度聞きますけど、場所的には、同じ施設が複数あって、場所はとんとんと飛んでいるというケースも入るんじゃないんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） あり得ると思います。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 類似する複数の施設と隣接する施設、複合なので、審査会のメンバー、専門外の方がほかのことについて調査、審議するようになるということは起こらないんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） これは、委員会の委員というのは学識経験を有する方とか、あるいは法人経営とか財務に関して識見のある方、市の職員ということになりますので、今、委員がおっしゃったようなことが起きないような学識経験がある人を選定していくようなことが望ましいと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 第6条の3項目めに、審査委員会は前項の複数の施設について同時に選定を行う場合で、従たる施設に教育委員会が設置している施設を含む場合、これは従たる施設に教育委員会が設置している施設を含むとはどのような、もう少し具体的に説明

してください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらにつきましては、施設が従と主とあると思いますので、主たる施設を管理しているところが従のものを含めて一緒に審議することができるという考え方です。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 主たる施設があつて、そこの従たる施設が、仮にそこの施設が教育委員会が設置しておる施設もあつても対象にしますよという、そういうような理解ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） そのとおりです。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第61号 豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

類似する複数の施設、隣接する施設というところで基準がちょっとしっかりしていないということ、それから、審査会のメンバー及び審査方法を今後しっかり検討をしていただきたいということもあり、ちょっと現段階で反対とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

毛受議長。

○毛受明宏委員 議案第61号について賛成の立場で討論いたします。

6条の第2項にあるように、一括管理が効率的に、またスムーズさを持って行うことができるということでもあります。

しかしながら、またその判別もあると思いますので、その点を御留意されて行っていた

だけるようお願いを申し上げまして、賛成といたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成討論とします。

基本的に、施設管理を指定管理者に移設する場合、要するに部署が違っていても、隣接している場合とか、あるいは、同じ目的の趣旨が場所的に点在していても、それは1つの指定管理者で管理したほうがずっと効率的であるということは当然ですので、そういうような関係、条文での改正ですので、賛成での討論とします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第61号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、議案第61号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第70号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 議案第70号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準に定める政令の一部改正及び民法の一部改正に伴い必要があるからであります。

なお、非常勤消防団員等に係る公務災害補償は、政令で定める基準に従い条例で定めることになっておりまして、今回の一部改正は、その政令の改正内容と同じであります。

内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第5条第2項第1号の別表及び同条同項第2号の補償基礎額の一部を改めるものです。

また、法定利率の改正に伴い、障害補償年金前払い一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものです。

改正条例の附則第1条といたしまして、この条例は公布の日から施行し、本年4月1日

から適用すること。

附則第2条としまして、適用日前に支給する事由の生じた損害補償等については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 100分の5から事故発生日における法定利率に変更になっていますけれど、現在の法定利率はお幾らなんでしょう。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 24年4月1日に変わりました、100分の3となっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 100分の5から現在の利率100分の3ということなんですけど、これを変更する理由というのは何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） すみません。民法の改正におきまして従来の法定利率は年5%、これが民事法定利率ですね。それを年6%、商事法定率でしたが、市場金利と著しく乖離しておりまして、経済の実情に合っていないということで、改正民法では民事法定利率を施行当初は年3%として、その後3年ごとに市場金利に連動して利率の見直しを行うという民法の改正が行われ、100分の3となっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あと補償基準額が8,800円から8,900円に引き上がっておりますけれど、これが最低額だと思うんですけど、そのほかにもそれぞれの団長とか副団長とか、そういう役職、階層に応じて基準額というのは変わるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今回、基準額のほうが変わっておるんです。これ、一般職の給与の法が変わったところにつきまして、公安職の俸給法の改正に伴って、同じく今回金額のほうを変えております。8,900円につきましては、公安職の俸給表1級17号というところから導き出しているのです、その金額が上がったことに伴い上がっております。ほかのところについても、同じように、変わってきたところについては変更しております。以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第70号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更についてと、議案第72号 尾張市町交通災害共済組合の解散についてと、議案第73号 尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については関連がありますので一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議ありませんので、議案第71号から議案第73号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第71号から議案第73号までの3議案について理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） それでは、一括して説明します。

議案第71号、尾張市町交通災害共済組合規約の変更について御説明いたします。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるからであります。

内容について御説明しますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、本則に組合の解散に伴う事務は北名古屋市が承継することを定める条文を加えるものです。

附則として、この規約は愛知県知事の許可のあった日から施行するものです。

続きまして議案第72号 尾張市町交通災害共済組合の解散について御説明いたします。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散について、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

次に、議案第73号 尾張市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について御説明いたします。

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の財産処分について、関係地方公共団体と協議する必要があるからであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 尾張市町の交通災害共済組合を解散する理由についてお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今、加入者のほうが年々減ってこられまして、いわゆる民間のほうの組合の保険のほうが充足してきました。そちらのほうで皆さん選ばれることもございまして、今回解散するほうに至りました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 加入者減少ということですが、この共済組合に加入されている人数は何人ぐらいおみえになるんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 豊明市を例に取りますと、平成30年度は7,163人の方が加入されておりました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この7,163人の方に対する共済組合はなくなりますよという、そういうような案内というか、告示、告知、これほどのようになっておるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） もちろん広報でも解散のことについては周知をしております。それで、30年度に加入される方について、加入時に30年度をもちまして解散というふうな御案内をそれぞれさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 解散に伴って、見舞金とか、そういう請求はいつまで可能なのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 事故発生日から2年間が有効となっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 財産処分が第73号に出ていますけれど、財産ってどれぐらいあるんですか、これ。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 財産は、令和2年4月、この4月1日のほうでの事業のほうといたしましては、すみません、令和4年4月のほう、解散した後のほうのスタートとして財産が残ると仮に算定したところ、基金等も含め5,000万円ほどではないかと思っで見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その5,000万の財産処分は、これは全部北名古屋市へ行くんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 財産のほうは、令和3年につきましては、職員のほうがその解散に当たりましてまだ、何て言うんですかね、支払いのほうが発生する可能性がありますので、その職員のほうの人件費にお支払いする人件費、を除いた金額につきましては差し引いて残った金額があります。それについては、事務を承継しました北名古屋市が発案となりまして、加入者数に合わせて構成市町に案分する形を予定しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 これ、組合が令和3年3月31日に解散するってことなんですけれども、その後、事務を継承する理由というのは何なんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 北名古屋が継承する理由でよろしかったですか。もう一度、すみません。

○服部龍一委員 令和3年3月31日に解散するのですけれども、その後に事業を承継する、継承する理由。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） ちょっと先ほどの回答と重複するところがあるかもしれないですけど、会員募集につきましては平成30年度で終了しております。平成30年度中の事故においては事故発生日から2年以内まであります。最長でいきますと、令和3年3月末日まで見舞金を請求することができることから、支払い手続が令和3年度にわたる可能性があり、事務を承継する必要があるからであります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 この北名古屋市を継承団体に選んだ理由というのは何でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 組合市町の長、市長さん、町長さんたちの協議会の

ほうで話し合われた結果なんですけれども、構成市町の中で人口や加入者数が多いことと、あと一番の決め手は、北名古屋市長さんが承諾されたということからです。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第71号について採決を行います。

議案第71号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号について採決を行います。

議案第72号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号について採決を行います。

議案第73号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。なお、ここで職員の入替えをお願いいたします。

午前10時56分休憩

午前11時6分再開

○総務委員長（近藤郁子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課所管分について御説明いたします。

補正予算書7ページ、8ページをお願いいたします。

一番上の欄、歳出の2款 総務費、1項7目 財産管理費、庁舎維持管理事業の分庁舎空調機等改修負担金684万8,000円でございます。

これは、分庁舎1階の商工会管理部分の空調機が経年劣化により故障したため、商工会が更新工事を行うことに伴い、分庁舎の共用部分であるキュービクルの改修も必要となってくるため、その工事費の50%余りを負担金として商工会へ支払いをするものです。

以上で総務課所管分について説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、公共施設管理室所管の補正予算について、まず、歳出より御説明させていただきます。

補正予算書7・8ページの上段の枠、上から2つ目です。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業7,684万4,000円は、公共施設管理室が新設されたものによる経常経費及び豊明中学校クラブハウス建て替え工事に要する費用であり、皆増でございます。

右の説明欄のうち、まず、上から3段目、手数料3万6,000円は、クラブハウス関係の建築基準法に規定する完了検査の申請手数料で、愛知県の県証紙の購入費用となります。

その下、4段目、工事監理委託料につきまして、141万9,000円につきましては、同じくクラブハウス建て替え工事における監理業務委託費用、1段飛びまして一番最下段、豊明中学校クラブハウス建替工事費7,529万5,000円ということになります。

続けて歳入を御説明いたしますので、補正予算書5・6ページをよろしく申し上げます。

その最下段、18款 繰入金、1項3目 教育施設建設及び整備基金繰入金4,500万円は、歳出2款のうち公共施設管理事業にて御説明いたしました豊明中学校クラブハウス建て替え工事に繰り入れるため、計上させていただきました。

以上で公共施設管理室所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の7ページ、8ページの中段を御覧ください。

2款1項8目 企画費として332万2,000円の増額となります。

8 ページ中段の説明欄、乗合交通負担金332万2,000円は、令和2年9月末で現在の契約期間が終了となり、10月からの新たな契約において運行費の増額が見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、補正予算書の4 ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

乗合交通事業、いわゆるチョイソコ事業の契約期間が令和2年9月末で終了となり、10月以降の契約を締結するに当たり、令和4年度までの2年半を契約期間とするため、債務負担行為を行うものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

補正予算書の7・8 ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は、補正前の額1億492万2,000円に136万7,000円を増額し、1億628万9,000円にするものです。

これは、3 区長会事業の集会所改修等補助金で、集会所の改修工事と緊急用の予算を確保するための増額でございます。

以上で市民協働課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

下段の歳入、18款 繰入金の財政調整基金繰入金1億5,771万8,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで、請求のあった資料について改めて説明を願います。

中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、資料請求についての説明をいたします。

議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算書（第7号）における資料請求の説明をいたしたいと思っております。

まず、2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業のうち、豊明中学校クラブハウス建替工事費7,529万5,000円の具体的な内訳、建て替え工事の図面（概略）、工程表など、

クラブハウス建て替えに関する具体的な資料の請求がございました。

まず1点目、具体的な内訳ということにつきましては、発注前ですので金額に係ることは控えさせていただきますが、そちらにA4の縦紙で添えさせていただきました工事種別・細目別の工事内容説明に代えさせていただきますと思います。

2つ目です。建て替え工事の図面（概略）は、A3判横の図面、計10枚を提示させていただいております。

もう一つ、工程表につきましては、A4判横書きのクラブハウス建て替え工事工程表を提示させていただきます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。

毛受委員。

○毛受明宏委員 8ページ、一番上段なんですけど、庁舎維持管理事業ということで、これ、分庁舎、商工会と聞いておりますけど、50%の負担と聞いておりますけど、先ほど説明ありましたが、内訳のほうを教えてくださいなんですけど。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 内訳のほうの御質問ということですが、内訳につきましては、キュービクルの設置費に関しての50%ということで、市のほうであらかじめ積算した金額のほうがございますので、その50%を予算化させていただきました。

以上です。

（もう一つ、いいですかの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） はい。

○毛受明宏委員 キュービクル50%ということなんですけど、機器とかはどういうことになってます。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 機器につきましては、今回故障した箇所につきましては、商工会の管理している1階の事務室が主な部分となっておりますので、そちらにつきましては商工会の負担で更新工事のほうを行っていただきます。市のほうとしましては、キュービクルが庁舎全体に関わる部分となりますので、その50%を、協議の結果、予算化させ

ていただきました。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、この分庁舎の空調機等改修負担金は、これでもって、キュービクルの50%を負担するというで終了で、この後、工事が何かあるとか、そういうことはないのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 今回につきましては、市の空調機についてはまだ故障しておりませんので、今後を見越しましてキュービクルのほうを容量を拡大しまして、工事につきましては、市のほうとしては特に予定はしておりません。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤千鶴委員 豊明中学校クラブハウスについてお願いします。

頂いた資料の中の建て替え工事の工事種別があります。先ほど、入札前なので金額は答えできないということでしたけど、工事種別の解体、建築、外構、電気工事とありますが、全体の何割ぐらいをそれぞれが占めているか、分かりましたらお願いいたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 高木教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） 解体工事が約17%、建築工事が65%、外構工事が16%、電気工設備工事が2%と、設計上なっております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 建築工事の、クラブハウスの建て替えるというか、新しくする総面積は幾つですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 124平米でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この工程表でいくと、8月中旬以降に始まるということなんですけど、9、10、11って、これは学校の授業日も工事をやるという予定なんですけど、ここの工事に当たっては場所的には、これ、離れているということなんですけど、当然囲ってやる、工事を行うということと、この間のクラブハウスの利用はどういうふうになるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 言われるとおり、作業ヤードは囲います。搬入が少し距離が出ますので、そこについてはガードマン等をしっかり置いて安全を確保していきます。

その間のクラブハウスはという御質問でございますが、今学校が持っています余裕教室を充てる予定であります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 クラブハウスのこの図面で、現況平面図という2枚目の図面を見ると、既設のクラブハウスと計画しているクラブハウスの位置が変わっていると思うんですけど、その御説明をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 現場を見ていただくとよく分かるんですが、現況が本当に崖の上に立っておりますので、その辺の危険性を今度排除するために、少し中側に動かさせていただきました。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 資料の一番最初のクラブハウスの建て替え工事の工事内容の説明の解体工事の撤去工事の部分なんですけど、既設のくい引き抜きがあるんですけど、これは全てくいを引き抜くというのでよかったですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 必要なところは、工事について必要なところは抜きますけど、影響がないところはそのままにしておきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 このクラブハウスのそれぞれ部室があって、部室の器具庫という感じなんですけど、この数は既存の数と一緒にどうか、そして、クラブハウスのクラブのニーズは満たしておるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 現在使用しておる部活のそのままの状態を使いまして、現在は部室を2つ使って器具庫代わりに使っておるんですけど、新しい図面を見ていただくと分かりますけど、一部に、着替えするところと器具庫という形で、使い勝手をよくする形で行う予定であります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 くいのことなんですけど、影響が出るところは抜くということなんですけど、これは全て残したままではできないという解釈でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 新設を入れる場合に影響が出るやつにつきましては抜かさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この予算7,529万5,000円、これの積算はどういうふうな根拠でしょうか、積算根拠。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 設計委託を出しておりますので、その設計によります。単価につきましては、建設物価ですとか、県単位を使えるものは使って、ないものにつきましては見積りの0.8掛けでやっております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 クラブハウスの工程なんですけれども、解体工事が8月の下旬から9月の上旬になっているんですけれども、多分解体工事って、結構音が出たりとかってすると思うんですけれども、この時期になると多分授業が始まったりしていると思うんですけれど、そういうところはどうかでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当然、大きな音が出る場合につきましては平日やるわけにはいきませんので、土日を選んでやっっていこうかと考えております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 クラブハウスの工事監理で141万9,000円が計上されていますけど、この積算根拠を教えてください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 3者見積りの最低額を採用いたしました。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 このクラブハウスなんですけれども、もともとのクラブハウスを壊さずに補修というか、そういうふうには、そういうふうで継続はできないのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 先ほども御説明しましたとおり、今崖の上に立っております。そういった危険を排除するために、そこで補修をするということを考えなかったということもありますし、新しいどンドン工法も進んでおりますので、さらに鉄骨等も新しく、これからまた長いこと使えますので、そういった形で新しく新設しました。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ここのクラブハウスの設計委託のときに、ひょっとして出ているかも分

かりませんが、既存のクラブハウスは築何年なんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 38年になります。造ったのは昭和57年の1月で、すみません、築39年でございます。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほどのことなんですけど、ごめんなさい、これは素人の考えなので分からないんですけど、クラブハウスの後ろが崖で危ないということなんですけど、そこを何か工事をして、何だろうな、そのまま残すとかということとはできないでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） その辺も専門家に見ていただいて判断した経緯がございます。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 しばらくの間、継続してというお話だったんですけども、多分質疑でもあったと思うんですけど、ここの配置計画の中で、一体化というのが10年、20年後に予定があるんですけども、ここを今の時点で建て替えて、大体耐用年数が34年でしたかね、なので、10年、20年後ってなると、まだこのクラブハウスは使えることになるんですけども、何かこう、そのときに制約が出たりとか、何かそういう部分というのはどうなんでしょう。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 本会議でも行政経営部長のほうから返答がございましたとおり、今言ったみたいに一体化とか何か、10年スパンで考えるものですから、それまでに時間があるということと、配置図を見ていただければ分かりますが、グラウンドの隅のほうにありますので、仮にそういった計画があってもこの位置は問題にならないというふうに考えております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 チョイソコへ移ります。

4ページの債務負担行為の乗合交通事業で、令和3年度、4年度で3,700の債務負担行為が出ているんですけど、これは、今の契約が9月で終了、10月から新たに始まるということなんですけど、10月から来年の3月末の令和2年度の予算は問題ないんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 今現在、年間1,200万円の予算が計上されておりまして、約半年で600万円は予算があります。足りない部分の332万2,000円を今回補正をしております。

それから、そうしますと半年で九百何十万となりますので、その倍が1,873万1,000円という形になりますので、その2年間分を債務負担のほうで計上しております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 というと、この予算の債務負担の3,746万2,000円の、これの具体的な使途というのは先ほどのあれですか、具体的な使途についてお答え願います。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） この使途につきましては、運行事業費、いわゆるタクシー事業者等の実際にチョイソコ車両を運行される事業者への経費と、それから、オペレーションシステム、いわゆるオペレートをする方のオペレーション費に当たる形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 運行事業費、タクシーへの経費とオペレーションの経費ということですけど、このオペレーション経費というのは、アイシンへの経費という、具体的にはそういう意味ですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） そのとおりです。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これ以外に、公共施設が停留場であることによる負担金は、これは別の会計なんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 現契約では、今、委員がおっしゃられたように、1つの停留所、公共施設の1つの停留所に対して12万5,000円ということで、その4か所あるよということで、そういった、いわゆる公共施設の停留所に応じて負担金の変動するような形で実証実験を行ってきたんですが、10月以降につきましては、順次、いわゆる運行事業費やオペレーション費用に対して負担金を拠出するような形に変更する形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、10月以降の契約は、一つ一つの契約じゃなくてグロス契約というような概念に変える、そういうような位置づけに変えるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 基本的にはそのような形で、公共施設の今後は停留所が増えたとしても、負担金が増加するというような形ではないという形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） すみません、先ほどの私の答弁で、1か所、築何年というところ、39年と申し上げましたが、38年でしたので、訂正させていただきます。

失礼します。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 チョイスコの本契約になった事業費の内訳が運行費とオペレーション代とあったんですけど、そのそれぞれの金額というのは分かれますか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） まず、運行事業者への支払いにつきましては1,417万3,800円、それから、オペレーション費につきましては455万6,250円、合計で、先ほど言った1年間で1,873万余になるという形になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 オペレーション代というのは、本契約になる前、今の段階ですね、今の段階と金額って変動あるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 基本的にはほとんど同じ金額で、10月以降は455万6,250円と先ほど申し上げましたが、現在は456万2,160円ですので、少し下がるような状況になります。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 債務負担行為、3年度、4年度の2年間ですけど、これはどうして2年間ですか。5年間とか3年間とか、2年間の理由についてお伺いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） このチョイソコ事業につきましては、かねてから申し上げておりますが、負担金が非常に高額だということで、3年ごとの契約を行って、2年たったところで分析を行っていくというような形で、市の方針となっておりますので、今回2年半お認めいただいたときに、1年半たったときに検証を行って、引き続き実施をしていくということになりましたら、その後また3年契約していくというような形で、その都度しっかり検証していく形で3年としております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今年度下期の契約更改に備えてというか、事業費増で332万2,000円の増の予算なんですけれど、そもそもチョイソコの計画そのものは、従来の計画は変わっていないんでしょうか。要するに2020年度の下期から本格運行という計画にたしかになっている

かと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょう。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 当初の予定では、この10月から、いわゆる今行っている21条の運行ではなく、4条運行に切り替えていくという予定でございました。

しかしながら、今回、いろいろ課題もございまして、あと区域の認定等を調整する必要もございまして。それから、業者選定に当たりまして、しっかりと適切な事業者を選定したいということで、10月以降は、引き続きまず21条で延長して、事業者が決まり、しっかりと4条で運行できるという段階で切り替えていきたいというふうに考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、予定よりも、当初示した計画表どおりには今のところ行っていないという、そういう理解でしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 大まかな概要につきましては大きな変化はございませんので、10月以降に4条でいく予定ではあったんですが、先ほど申し上げたように、事業者のほうの選定で、今、この1年半というのは、どちらかといいますと実証実験、事業者も初めての取組で、手探りのような状態で比較的低額な状況で行ってこられたんですが、今後については、ある程度概要というのが分かってきて、そういった金額面、それから、運行の内容、それから、登録者が多くなってきておりますので、チョイソコ2台で行ったときにどんな影響が出るのか、予約が取れないとか、そういった状況が起きないかといったことをしっかり検証したいということで、少し延長をさせていただきたいと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今出ましたように、登録者、これ、チョイソコの会員登録者の人数を教えてください、現在の。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 1,682名、これは3月末現在ですが、1,682名でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 登録者が1,682名、乗車数、利用された方々の人数。

○総務委員長（近藤郁子議員） でいいですか。

○宮本英彦委員 はい。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 昨年度1年間で1万13名でございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 チョイソコで確認なんですけれども、本格運行になったら、運行費の運転手の金額は上がるんですけど、それ以外は変更がなく、今後、この令和3年、4年についても、ここに負担行為あるんですけど、債務負担行為、この市の負担というのはこれ以上は発生してこないということによかったでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 本市がこの事業について負担するのは、運行事業費と、いわゆるオペレーション費用、この部分だけを拠出しております。実際のこの事業全体でいきますと、例えば、会員様への通信費であったりとか、その他の事業は当然かかっているわけですが、その部分については民間事業者のほうでしっかりやっていただくという形になっておりますので、今の御質問の中で、例えば、タクシー事業者の運賃、人件費とかが将来的にすごく高騰してきましたということになりますと、当然、現在の運行費から変動する可能性が全くないとは言えないと考えております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 4条運行に切り替えるに当たって、市としても、要するに4条運行になると本格運行になると思うんですけど、その前に一定程度、評価なり、総括をした上で

4条運行へ切り替えるというふうなつもりは、そういう計画はあるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） その総括につきましては、さっきの公共交通会議等でも実証実験の結果というのはそれぞれお示しをしております、我々が特に注意しておいたのは利用者の状況、あるいは登録者、こういった方たちがしっかり増えているのかということ、それから、協賛企業、こういった企業の方の理解があるのかどうかということ、この辺りがこの事業に非常に大きな影響を及ぼすところですので、その辺りは、当初計画していたとおりに、しっかりと伸びてきているということで、総括としては、引き続き実施をしていくということをお示しをしたところでございます。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 クラブハウスに戻るんですけれども、先ほどのクラブハウスの建て替えは、今回、鉄骨コンクリートの建物だと思うんですけれども、これを仮に、仮設住宅みたいな、ああいうプレハブみたいな、ああいうのの検討というのはされたんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当然、高価な額になりますので、比較検討させていただきました。なぜ今回高いかというのが、調べていくと、やはりグラウンドに建てるものから、ボール等とか、衝撃が結構当たります。普通ならばALCと言われておる軽量気泡コンクリートが37ミリ程度でいいんですが、100ミリ、今回、設計で入っております。それでももう既に3倍ぐらいになっておりますし、先ほどから言っているように、その部分は、仮に、言われるように仮設みたいな形にしても、壁は同じような厚さでやらなければ耐えられませんので、それほど変わりません。変わるのが屋根材になってきますが、屋根材も、ボール等が乗りますので、そういった面で今回コンクリートでやりますので、デッキ仕様として、そういった形で、仮にしても、70万ほどしか、結局、壁がほとんど占めますので、変わってきません。

さらに、今回、図面で見ただくと分かるんですけど、防球ネットもこの鉄骨を使って立てますので、今言われたように、プレハブ等でやりますと、新規でまた立てないかんくなりまして、その部分が50万ですので、差からいくと20万程度しか差が出ないという検討をさせていただきました。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 素人なので、ちょっとあんまり、すぐにちよつとごめんなさい、理解ができないんですけど、この7,529万5,000円、この金額というのが、やっぱり相場、調べてみると一般住宅の大体同じような構造、こうやって調べると、これの大体半分ぐらいの金額になるんですけど、その壁とか以外に何かもっと高くなる要因というのはどこにあるんでしょう。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今、委員が言われたのがどの金額に対しての半値程度かというのはちょっと分からないんですけど、この7,500万には、先ほど、近藤委員さんからも言われましたとおり、解体工事だとか、建築工事、高いんですけど、解体工事ですとか、外構ですとか、電気設備工事が入っております、先ほど配らせていただきました工種細目の中でも、なぜこの建築工事が高いかという、基礎工が結構かかっております。先ほど言いました地盤を改良しないかんもんですから、そういったもので、建物自体はまだこの後、65%がさらに圧縮されますので、先ほどの壁の話とか、基礎の話を加えれば、それほど高いものでないというふうに担当課では考えております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 区長会事業の集会所改修等補助金で136万7,000円、集会所で改修する集会所の、どこの集会所を改修するのか、分かるでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 二村台と館の予定をしております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 二村台と館で136万7,000円の増という、この増える理由。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） すみません。西川の会館が漏れておりました。

それぞれ雨漏りと、それから、エアコンの取替えという形になります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 説明のところで緊急用の予算も確保してあるって言われたんですけど、それは幾らぐらい確保してあるんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 緊急用予算は、当初予算で200、予定をしているんですけども、エアコンとか雨漏りは、緊急、急を要するものですので、先にその予算を使って執行を行っております。なので、差引きして足りなくなってくる分が、緊急用で、やはり大きな雨漏りがありますと、改修上限が200万ですので、緊急用で200万確保しておかないと、何かあったとき対応できないということで、差引きした136万7,000円が全て緊急用に回るとい形になります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 クラブハウスなんですけど、先ほどの一体化の計画の中で、このクラブハウスが新しくなって建て替えをして、あっても場所がそんなに真ん中じゃなくて隅のほうなので影響はないだろうということだったと思うんですけど、たしか去年のワークショップでやったときは、たしか更地での計画だったと思うんですけど、それだったり、考えるときに、今の校舎、学校は継続したままだと思うので、もし校舎を建て替えるとなったら校舎を移動することになるのかなとか考えるんですけど、そういったときに、本当に影響って出ないでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今言われるように、まだ絵ができていない段階で、ああだこうだというのはなかなかちょっと言いづらいところはあるんですけど、ただ、今の現状を見ていただきますと、もう既にのり面側のブロックの壁にはらみが出ておったり、ブロックの目地にはひびが入っておりますし、ハウス自体に雨漏りがかなり、大きな状態になっております。あと樹木等がせり上げておるとい状態も、根がせり上げておるとい状態もありますので、こういったある程度危険な状態で、その計画を云々で子どもたちの安全確保の場所を取ってしまうのはどうなのかなということがありますので、今の私どもの考えでは、先ほど説明したとおり、隅にもあるということと、子どもたちに安全に使っ

ていただきたいということから今回の工事を計上させていただきました。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほども聞いたんですけど、やっぱりその継続をすると危ないというのがあって、今のクラブハウスのままだと、でも、何ですかね、タイミングとして、今回7,500万円をかけて結構しっかりしたクラブハウスを建てる、10年、20年後、予定ですけど、計画があって、それで全体をいろいろ工事をするってなるときに、一緒にしたほうが金額としていいのかなという素人の考えですけど、ちょっと思ってしまうんですけど、そのところはどうかでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 委員も見ていただいたとおり、あの状態で、果たして、そうしたら10年間、子どもに使っていただくかということは、私は甚だ疑問だと思っております。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場で討論をします。

このクラブハウスについていろいろ御説明をしていただいたんですけども、やはり今の時点で、割合は分かるんですけど、工事のそれなりの金額が分からないということ、それから、どうしてもやっぱりちょっと高いというイメージを持ってしまうこと、それから、タイミングとして、やはりもうちょっと補修なりなんなりで対応とかをすることができないのかというところがあるので、ちょっと反対とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第7号）について、

賛成の立場で討論いたします。

先ほどのクラブハウスなんですけど、最初聞いたときはやっぱり7,500万、かなり高いなと思ったんですが、いろいろ資料を見させていただくと、基礎とかに大変お金がかかるんだろうというところ、また、上に防球ネットですか、そういうものも鉄骨で立てないといけないという、そういうところも鑑みると、若干高い気がするんですけど、これぐらいはかかるんだろうなというふうに思っております。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第74号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、議案第74号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 令和2年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして理事者の説明を求めます。

中田公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） それでは、公共施設管理室所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

そこの最上段の枠です。2款1項7目4 公共施設管理事業1,995万4,000円につきましては、市役所本庁舎の空調設備のうち、新館にございます中央監視装置の更新工事でございます。

以上で、公共施設管理室所管分の説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入18款 繰入金の財政調整基金繰入金2,999万3,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 中央監視装置は、これ、新館に設置されているものでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 監視装置そのものは新館の総務課のところに設置してございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その中央監視装置は、使用してから何年たっておるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） こちらの新館の竣工当時からですので、平成16年3月からですので、16年を経過しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 平成16年から16年たったということですよ。16年で壊れちゃったということですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 機械、エアコンそのものは壊れていないんですが、スイッチの関係が故障したということでございます。

以上でございます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 要するに、エアコンそのものは別のところにいろいろあるんですけど、それを制御しておる中央監視装置が故障したということで、しかもそのスイッチということなんですけど、16年しかたっていないものが、そもそも中央監視で全体のエアコンをコントロールする、その中央監視装置そのものが更新しなければならないという、これは何

か機械そのものとか、仕様に不都合があったとか、そういうことはなかったんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 当時の新築のときに設置されたことの詳しい詳細は存じ上げておりませんが、本来であれば、あんまり、中央監視で最初からセットしておれば、スイッチ等を毎日のようにいじらなくてもいけるということもありますけど、こちらの庁舎に関しましては、場所によって、特に新館に関しては、非常に細かく、温度について、例えば、御希望があって温度調整とかがすごくやることが多かったんです。やはりスイッチを、本来はあまり触らないことを想定してできていると思うんですけど、そういうふうにいじることが多いところもあって、スイッチに多少影響があったんじゃないかなという事は推測しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） すみません、藤井部長、お願いいたします。

○行政経営部長（藤井和久君） 今の補足なんですけれども、機械が16年で壊れるかという話なんですけれども、中は電子部品になっておりまして、やはり電子部品だと、パソコンでもそうですけれども、10年ぐらいで大体耐用年数というふうに言われております。これは電子技師にも確認しておりますので、16年という、それなりの時期に来ているというふうに感じております。

終わります。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この金額の積算根拠を教えてください。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 3者見積りの最低価格でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回のこの中央の監視装置の更新工事をすれば、今後しばらく支障なく運転ができるということによかったでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 中央監視装置については委員のおっしゃるとおりで
ございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） いいですか、中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい。監視装置についてはということは、そのほかは、何か
付随するもので、今後、何か更新しなければいけないものが出てくるということでしょう
か。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 当然、中央監視装置ですので、各機械に端末の通信
装置がございます。そちらも本館とか新館にもございます。こちらも当然耐用年数という
のがございますので、今後は計画的に取り替えていかなければいけないということで考え
ております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この中央監視装置の更新ですので、この中央監視装置を更新している間
は、エアコンは全く効かないという状態になるんですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） エアコンが効かないということはございません。現
場の工事期間は約10日要するということで聞いているんですけど、実際止めるのは土日
があれば十分できると。エアコンを止めずにできる作業を含めて10日間あればできますとい
うことですので、恐らく止めることはなくできると思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 いつ頃から予定されるんでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 実際の施工時期は、製造とか機械のセットの期間が三、四か月要しますので、予定としては、年明け1月になってから現場のほうに入って工事、機械の取り替えさせていただいて、1月末、遅くても2月の早い段階で変えるということになると思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 費用は1,995万4,000円で、これがマックスの予算ということで、これ以外に工事がかかるとか、そういう予定はないですね。ありませんよね。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今後、ほかのところでは、計画的に出てくるってあったんですけど、そのほかのものというのは、今、もう既に耐用年数を超えているものというものはあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 特に本館の通信端末装置につきましては、耐用年数はかなり越えております。何とか動いている状態という理解をしておりますので、なるべく早めに計画的に取り替えていかなければいけないと承知しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 そういうのを一緒に、今回の更新工事をしたほうが安くなるとか、何かそういうような検討というのはなかったのでしょうか。

○総務委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

中田室長。

○公共施設管理室長（中田勝次君） 一応検討はいたしました。が、仕事の場所自体も全く別でございます。経費関係も全く別でございますので、一緒にしたところの有利さとい

うか、というのはあまり感じないというふうに理解しております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願の審査に入りますが、ちょっとお待ちください。

ちょうど1時間になりますので、休憩時間になりますかどうでしょうか。休憩を取ったほうがいいですか。休憩を取りましょうか。

続けてもよろしいですか。請願者の方も、もうお見えになっていますので、では、請願と関係ない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 御異議がありませんので、請願と関係ない職員については自席待機といたします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（近藤郁子議員） では、請願者の方に御着席いただくまで、暫時休憩といたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○総務委員長（近藤郁子議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、請願第1号 防衛費を削り、コロナ対策費に充てるよう求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願者の山盛様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いい

たします。5分たちましたらベルで合図をさせていただきますので、終了いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

○請願者 自分でも5分見てもいいですか。

○総務委員長（近藤郁子議員） はい、どうぞ。

○請願者 いいですか。ちょっと待ってくださいね。

○総務委員長（近藤郁子議員） それでは、お願いいたします。

○請願者 それでは、防衛費を削り、コロナ対策費に充てるよう求める意見書の提出を求める請願について補足説明させていただきます。

ネットなどで調べた範囲内ですけれども、具体的な数字をもって、不要不急、削減可能と言われている防衛費について、また、国債の発行を減らす必要について説明してまいります。

請願に書きましたように、F35戦闘機は当初42機の購入を予定していましたが、安倍首相とトランプ大統領の会談においてバイ・アメリカ、アメリカ製を買えというふうに迫られ、2018年12月に、防衛計画の大綱を閣議決定するに合わせて、閣議了解という異例の形で105機も追加購入されることになりました。しかも、まだ使えるF15戦闘機を廃棄し、欠陥が指摘されて、維持費も高いF35を爆買いさせられるということになりました。これは、アメリカにおいてもF35はあまり使用されていないということですので、異例の形で買わされるというようなことになっております。

さらに、レーダーなどのセンサーに感知されにくいステール戦闘機開発のために、今年度、280億円を計上、今後、15年間で数兆円の支出が見込まれています。

地元の自治体や人々が反対している地上配置型の迎撃ミサイル防衛システム、イージス・アショアの今年度の予算は129億円ですが、総額は6,000億円以上とのことです。

さらに、沖縄県が反対している辺野古基地建設は、地盤が弱いということが分かりまして、今年度の予算は840億円ですが、工事費は約3,500億円から1兆円に跳ね上がるというふうにも見込まれています。

こういったことを見ると、誰のための購入なのか、整備なのか。防衛の枠を超える不要不急の予算が盛り込まれているというふうに見えてなりません。

6月10日の中日新聞に、アメリカの格付会社が発表した中に、日本の国債の格付の見通しを下方修正するという記事がありました。日本はコロナの経済対策で国債を大量に発行する方針で、財政悪化への懸念が強まっているということが理由のようです。コロナへの対策が長期化し、財政状況が改善できなければ格下げの可能性もあるというふうに言われ、日本の国債に対する信認低下を招くおそれがあると書かれていました。コロナ支援を待ち

わびる一方、手放しでは喜ばない複雑な思いが残ります。

第2次補正の内容が公表され、ネットで、国債依存度、過去最悪56.3%にというタイトルが目飛び込んできました。2次補正の財源は全額国債発行、借金で賄われ、第2次補正後の新規国債発行額は、当初予算時のほぼ3倍に相当する90.2兆円となり、過去最大を更新いたしました。この依存度はリーマン・ショック後の52.1%を超えるというものです。緊急時を思えば、赤字の国債の追加発行はやむを得ないかもしれません。それも分からなくありませんが、次の世代の重荷を負わせる以上、命と暮らしに直接結びつかない不要不急の事業は中止、あるいは、先送りすべきだというふうに考えます。

これまで、消費税増税を何度か繰り返してきましたが、その中には、この赤字国債を少しでも減らすと、財政の健全化というの大きな目標になっていましたので、それに逆行するような結果になっていることは、何とか改善しなくてはならないということにもなると思っています。

しかし、私としては、防衛費の全てを削ってなくしてしまえと言っているわけではありません。専守防衛から逸脱する攻撃的な武器、そういったものの購入を少しでも削り、コロナ対策の財源に充てるよう求めるものです。

皆様の理解と御協力をお願いし、補足説明を終わりたいと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本請願につきましては、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いいたします。

ごとう 学議員。

○ごとう 学議員 請願文にこの問題の大変重要なことがきちっと書かれておりまして、そして今、丁寧に補足説明もありましたので、私のほうから特に新たなことを申し上げることはありませんが、2点だけ強調をしておきたいと思います。

まず1点目は、国の借金が、この請願書にも書いてありますように、1,114兆円を超えるという巨額になっているということです。これは先進国の中でも突出して日本は多いんですね。もう既に、長期的に見れば、財政破綻状態にあるということが言えると思います。こういう時期ですので、不要不急の事業、不要とは言いませんが、不急の事業は精査して削減するということが必要であるというふうに思います。これが1点目です。

それから2点目は、この請願文の後ろのほうにも書いてありますけれども、ウイルスの前では核兵器も軍事力も無力であると、まさに、私、これ、名言だと思います。

アメリカでは、過去にベトナム戦争とか、ずっと歴史を遡れば南北戦争とか、大きな戦

争をやって、ベトナム戦争では6万人でしたかね、南北戦争でもそれに匹敵するほどの非常に多くの兵士が亡くなっていますけれども、今回も既に10万人を超える人が亡くなっています。非常に規模の大きい戦争をやったのと同じような死者が出ているにも関わらず、アメリカのあの先進的な、巨大な軍備が何の役にも立っていない。ということは、日本でも全く同じことでありまして、軍備ではなくてコロナ対策にお金を使うべきでありまして、この軍備のほうの予算は、できる限り削減していくことが必要であるというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ皆さんの御賛同をいただいて国に意見書を出せたらというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

馬場市民生活部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 特にございませぬ。

○総務委員長（近藤郁子議員） 当局あるいは請願者に質疑がある方の挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 防衛費を削り、コロナ対策費に充てるよう求める意見書の提出を求める請願について、賛成、採択の討論をします。

本会議場でも討論しますので、ここでは簡単に述べさせていただきます。

コロナによる困窮は、雇用する側、される側の両方に広がり、経済は非常事態と言えます。こうしたことから、第1次、第2次補正、さらには第3次補正も行い、困っている方々への支援がしっかり行き渡ることを願っています。

しかし、その財源が国債発行という借金に頼ることは将来に負担を回すこととなり、少子化、人口減少社会を思うと、私たちの世代は不安しかありません。請願にありますように、借金をできるだけ増やさぬ努力と工夫は必要です。その1つとして防衛費の減額は最優先されるべきで、請願には大賛成です。

世界規模で拡大したコロナウイルス感染症は化学兵器による戦争みたいです。国立感染症研究所の人員や研究費の減少傾向が続き、外部の有識者は10年前から今回のような感染症流行時に支障を来すとして増員、増額を要望していたが、歴代政権は聞く耳を持たなか

ったとのこと。武器より感染予防の研究や感染拡大に耐えられる医療体制の整備など、国民の命を守る政策はたくさんあります。ウイルスの前では戦闘機も迎撃ミサイルも役に立ちません。トランプ大統領の言いなりになって不要不急な戦闘機を爆買いするのではなく、韓国を見習い、戦闘機より国民の生活へとかじを切ってほしいです。

以上の理由から、本請願には賛成です。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤千鶴委員 防衛費は、我が国と周辺の平和と安全を守るために必要な経費だと思いますので、この請願については賛同しかねます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 防衛費を削ってコロナ対策費に充てるこの請願でありますけれど、不採択の立場で討論をします。

具体的な内容は本会議場でさせていただきますけれど、大ざっぱに言えば、やはり日本を取り巻く軍事環境は非常に、軍事という環境で見た場合は、尖閣列島への中国からの領海侵犯が頻繁しておるといふ、こういうような状況の中で、専守防衛に徹した軍事力は、むしろ強化しなきゃいけないだろうと、こんな基本的な立場を持っております。

コロナ対策費に充てるのは、軍事費じゃなくて、むしろ今、持続化給付金の委託の769億の丸投げとか中抜き、あるいは、その他の家賃支援金の民間委託も942億、これから第2次で出るG o T oキャンペーンの3,095億の国直轄事業の委託金、ここら辺を見ていると、中抜きという中間搾取が非常に多い、税金の無駄遣いが特に国の関係で目に余るというふうに思っております。

したがって、軍事費の削減ではなく、コロナ対策の財源を充てるのは、むしろそっちのほうやと、そういうような基本的な考えから、この内容については不採択とします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。よって、請願第1号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第2号 1月31日の閣議決定撤回と検察庁法改正法案の廃案を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願者の山盛様より、請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いいたします。5分たちましたらこちらのほうでもベルを鳴らさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、始めてください。

○請願者 それでは、説明を始めます。

請願書の2枚目にあります1、2の部分について、請願事項について補足説明いたします。

まず、1、閣議決定における国家公務員法を根拠とした検察官定年延長の解釈及び運用の変更撤回について申し上げます。

政府は、1月31日に黒川検事長の定年延長を国家公務員法の解釈変更という形で閣議決定いたしました。政府は39年前の国会で検察官には適用されないと答弁していたことから、解釈変更は違法との指摘が国会であったことはマスコミ報道等で御存じのことと思います。

検察庁法改正案の成立が見送られた今も、この閣議決定が撤回されない限り、人事院の承認が必要とはいっても、内閣の判断で検察官の定年延長が可能になります。それと同時に、優先適用を受ける特別法と一般法である国家公務員法の解釈運用が誤ったまま効力を持ち続けることとなります。つまり、検察の独立性は現在進行形で脅かされ続けているということです。さらに言えば、解釈変更は文書の要らない口頭決裁で行われたということですから、もはや文書主義すら無視された瑕疵だらけのずさんな手続で閣議決定されたも同然です。

黒川氏は退職しましたが、定年延長の決定権を握っている政府にしてみれば、黒川氏の代わりのような存在は、ほとぼりが冷めた後、幾らでもつくり出せるでしょうから、全ての発端となった1月31日の閣議決定による解釈及び運用変更は撤回される必要があります。

2、検察官の役職定年延長の特例の廃止について。

検察庁法改正法案の一番の問題点は、内閣や法務大臣の判断で、幹部検察官の定年延長を可能にする特例の存在です。内閣による定年延長された検察官が政治権力に恩義を感じて、忖度をしようと思っても不思議ではありません。現に、黒川氏が官邸の守護神になってから、内閣が吹っ飛んでもおかしくないレベルの刑事事件がことごとく不問に付されてきたと言われていています。無論、黒川氏がそのもみ消しに動いたという証拠ありませんが、

それを疑わせる間接的証拠はあるとする報道も目にしています。

特例は黒川検事長を次の検事総長にするためではないか、あるいは、解釈変更を後づけで正当化するためではないかといった臆測が巻き起こりました。検察の最も重要な任務は証拠に基づく公平な捜査、訴追を行うことで、政治的配慮が入っては困ります。このところ、安倍一強体制によるおごりや傲慢さが表面化してきています。政府内で吟味された政策というより、政治的な動機の色合いが濃く、国民の信頼からかけ離れた状態に陥っています。

そういう意味から、信頼できない内閣だからこそ、今回の検事長法改正案を廃案にしなければならない、検察の信頼をも揺るがしかねない結果につながるのではないかという懸念が大きく世間に広がり、私も今回の請願を出すことになりました。

以上が、1、2についての詳しい説明とさせていただきます。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、説明をお願いいたします。

ごとう 学議員。

○ごとう 学議員 この請願につきましても、請願文にもきちんと書いてありますし、請願者から今丁寧な説明がありましたので、私は簡潔に2点だけ、強調したいことを補足説明としてさせていただきたいと思います。

1点目は、内閣の裁量で政権に都合のよい検察幹部を役職にとどめて、不都合なら退職してもらおうというようなことがこれからこの法案が通れば起こる可能性がある。そのことは、検察の人事に政治権力が介入することを正当化して、政権の意に従わない検察の動きを封じ込めるといふ、そういうことになっていくというふうを考えて賛成ができないということでもあります。

もう一点は、このように政権が検察人事に介入できる仕組みを制度化するということは、請願にもありますように、近代国家の基本理念である三権分立主義、これはなかならず現日本国憲法の三権分立主義の否定にもつながっていく大変危険なものだというふうに思います。

そういうことを感じたから皆さんも驚かれたのではないかなと思いますけれども、ふだんはほとんどこういった政治的な発言をしない芸能人だとか、あるいはスポーツマンだとか、そういった方々からも広く反対の声が上がった。しかも、その結果として、内閣は一時的なもので支持率は回復するだろうと言っておりましたけれども、支持率は大きく今も下がったままです。

そういったことを恐れて今回見送りはしましたけれども、いつまたこの法案が国会で審議されて成立するというようなことになっていくか分からないというふうなおそれがありますので、これは法案の見送りではなくて、廃案とするということが私は必要だというふうに思います。

以上申し上げて、国に意見書を出すことについて賛成を求めたいと思います。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

馬場部長。

○市民生活部長（馬場秀樹君） 特にございませぬ。

○総務委員長（近藤郁子議員） 当局あるいは請願者への質疑のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 資料のほうを頂いているんですけども、この資料について説明をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 請願者の方にはですか。

○中村めぐみ委員 請願者の方をお願いします。

○総務委員長（近藤郁子議員） 説明いただけますか。

○請願者 この資料にも書かせていただいたように、これは私が作成したものではなくて、園田、これは寿と書いて何と読むのか分かりませんが、甲南大学の大学院教授であり、弁護士でもある方が投稿していらっしゃるものから引用させていただきましたので、まずそのことを申し添えておきます。

まず、これ、3つの、何でしょう、図というか、に分かれていまして、一番上の現行人事システムと書かれているところは、今の検察庁法の22条に示されているものです。検事総長は、定年が今も65歳であります。その他の検察官は63歳ということで、大変シンプルな規定になっています。ここに政治的な、そういったものは介入することはできません。

なぜ、これ、このようにシンプルにされているかということ、検察官が犯罪を起訴する権限を独占している、しかも起訴、不起訴の広範な裁量権を持っているということから、人の裁量が一切入らない年齢というのがこの客観的な基準で定めた63歳、あるいは65歳ということなのだそうです。検察権に対する政治的な影響を制度的に排除するという目的を持って、現行の検察庁法はつくられていました。

そこが2つ目の1月31日の閣議決定後の人事システムということに変わって、今この段階、閣議決定がされているままなので、この状態に今なっています。

なぜこういうふうにしたかという、新聞等でも皆さん御存じかと思いますが、その当時の稲田検事総長は63歳で、今の法律のままだったとすると、定年まであと2年、65歳まであるんですが、慣例に従って今回の夏で退任するだろうというふうに言われていたそうです。その後任を誰にするかということで今回の問題が浮上したわけですが、その後任に、官邸としては2月7日に63歳のお誕生日を迎えられる黒川氏を何とか充てたいと、現政権と懇意な関係にあるということで、何とか職を伸ばしてやりたいということでこの必要性が出てきたというふうに言われています。

検察官の定年は国家公務員とは無関係であるという解釈を何十年も誇示してきたわけですが、この解釈運用が閣議決定でいとも簡単にひっくり返されて、黒川氏が65歳でさらに1年間延長して66歳まで、その席につくことができるようになります。

そのことに国家公務員法が大きく絡んできまして、先ほどの傍聴していた議案の中でも読替えということについて質問が出ておりましたが、ここでもその国家公務員法との読替えによって2つ目の図にあるようなことが起こる、そういうことになっています。

そのことを少し説明しますと、国家公務員法の81条の3第1項の中には、職員、公務員は、定年退職の翌日から起算して1年を超えない範囲内で、職を、ちょっと待って下さいね、範囲内で限度を定めて、その職員を当該職務に従事させるために引き続いて勤務させることができるというふうになっています。なので、ここで1年、1年、1年、延長、延長、延長ということが起こってくるわけです。これは国家公務員の規定にそういうものがあるからということになります。

それから、もう一つ、国家公務員法の同じく81条の中に、人事院の承認を得て、1年を超えない範囲内を限度として延長することができる。ただし、その期限は、職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができないという国家公務員法の規定があるので、63歳から1年ごとに更新しながら66歳まで、最大3年間までその職に就くことができる。そこに、さらに、規定上、人事院の承認を得る必要があるというのも国家公務員法に書かれているので、国家公務員法を基にして定年延長させたことによって、こういったような形が発生したということになります。

3つ目の、今回の改正案の中身に入っていきます。

これは、検事総長に、一番上に書いてありますが、これはもともと65歳まで定年があります。そこに内閣総理大臣が必要というふうに認めれば、1年ずつ68歳まで延長することができる。それから、次長、検事長についても、同じようにここに書かれているとおり、内閣総理大臣の判断でもって延長できる、そういうような仕組みをこの中に設けることが今回の提案の中になっています。これも国家公務員法の読替えも含まれての法案改正とい

うことになりました。

2つ目の図と3つ目の図を見ていただくと、緑色が消えているので分かるかと思いますが、人事院の承認というものが消えています。ということで、内閣、あるいは法務大臣の判断だけで定年を延長することができるというようなシステムをつくり上げて提案してきたということです。

○総務委員長（近藤郁子議員） よろしいですか。

○請願者 そういうことで、政治の介入はないと、そんなことはしない、あるいはされないというふうに本人がどれだけ言ったとしても、これまでたくさんの信用を失墜するような事件が起きてきましたし、そういったことに対してあまりにも信用できない内閣でありますので、今回のこの法案には絶対に……。

○総務委員長（近藤郁子議員） 資料説明で。

○請願者 廃案に持ち込む必要があるというふうに考える人が多いということでありませう。

○総務委員長（近藤郁子議員） 資料説明は以上でよろしいですか。

○請願者 はい。

○総務委員長（近藤郁子議員） 今の資料ですが、後ほどというか、昨日資料を私、頂きまして、委員の皆さんにしかお手元には渡っておりません。それと、すみません、色つきで頂いたようですが、すみません、色じゃなくて、すみません、こちらには白黒でしか配付されておりません。先ほど緑と言われたところはちょっとあれでしたけれども、皆さんお分かりいただいたというふうに思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

ほかに質疑、ございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この請願第2号について採択の立場で討論します。

本会議でも討論しますので、ここでは簡単に述べさせていただきます。

請願書に加え、請願者の補足説明がありましたので、法案の理解が深まり本請願の必要性を強く感じています。

時の政権の都合で起訴、不起訴が決まるようでは、検察の信用は失われてしまいます。長年守られてきた法解釈をいとも簡単に変更してしまう内閣が検察人事に政治権力を介入

させることはないとどれだけ力説しても、これだけうそや改ざん、ごまかしを連発する安倍内閣を信じることはできません。役職定年を内閣の裁量で最大68歳まで延長できる特例は付度につながる危険性があることから、廃案すべきと考えます。

以上の理由から、本請願は採択といたします。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） 採択ですね。

○中村めぐみ委員 採択、はい。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

服部副委員長。

○服部龍一委員 請願第2号、1月31日の閣議決定撤回と検察庁法案改正案の廃案を求める意見書の提出を求める請願について、不採択の立場で討論いたします。

黒川元東京高検検事長の定年延長を認める閣議決定については、法務省において整理され、閣議で了解したものであり、法令上適切に対応したものと考えます。また、一連の経過の説明については、国会審議等を通じて既に明らかにされているものと考えます。

よって、本請願について不採択といたします。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 1月31日付の閣議決定撤回と検察庁法の改正法案の廃案を求める意見書、賛成の立場で討論をします。

この検察庁法改正案は、請願にも記載されておりますけれど、大きな問題点が包含しております。とりわけその中で三権分立主義の、この否定にもつながりかねない危険極まりない法改正だという、私自身はそういう認識を持っております。

説明にもありましたように、時の政権が検察人事に介入できる、この仕組みは絶対許してはいけないと、そういうふうに考えますので、請願には賛成で、採択であります。

以上です。

○総務委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。よって請願第2号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては私に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

委員会報告書につきましては例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時29分閉会